

平成 29 年 11 月 28 日

JBA 品質表示者登録番号交付の事業者各位

JBA:一般社団法人日本寝具寝装品協会コンプライアンス委員会
東京都中央区日本橋小舟町 7-2 小舟町 243 ビル 7 F
〒103-0024 ☎03 - 6661 - 0213 FAX03 - 6661 - 0214

■ リフォーム加工品への品質表示者番号記載禁止のお願い

リフォーム加工ふとんに JBA 品質表示者登録番号を記載した製品があり、消費者センター経由で下記のような消費者トラブルの問合せが多くなっております。

(トラブル例) ふとん名称 表示内容 再生羽毛ふとん
(トラブル例) 詰めもの 表示内容 ダウン〇%フェザー〇% 空欄記載なし
(トラブル例) 詰めもの重量 表示内容 足し羽毛 0.2kg のみ記載

■平成 10 年度から JBA 管理運営の品質表示者登録番号制度は、製造工場登録番号ではなく、品質表示を行う際の表示者名として使用するためのものです。JBA 品質表示者登録番号規程において、リフォーム加工品の表示者名（製造もしくは企画販売者）欄への JBA 品質表示者登録番号記載 は不適正使用に該当致します。

品質表示者番号規程 (JBA ふとん品質表示規程集から抜粋)

序文 品質表示を行う際の表示者名とする
第 5 条 2 項 品質表示に限定して使用するものである
第 5 条 3 項 品質表示内容に一切の責任を有する

上記により、経年劣化した他社品を含むリフォーム加工品の加工表示ラベルの表示者欄への JBA 品質表示者登録番号記載 は禁止いたします。

■ 追記：リフォーム加工業者様へのお願い事項

- ・リフォーム品にはリフォーム加工品である旨の表示等をして下さい。(再生ふとんは別加工の名称です。)
- ・各加工品の生産出荷履歴を個人名、単品品質データ含めてカルテ管理を厳守願います。
- ・旧側生地端切れと旧品表をリフォーム加工品と同送か、カルテ台帳に保存願います。

以上